

「日本銀行国民保護業務計画」中一部変更

- 第2中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国および国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「事態対処法第25条第1項」を「事態対処法第22条第1項」に、「第44条第1項、第52条第2項および第99条第1項」を「同法第44条第1項、第52条第2項および第99条第1項」にそれぞれ改める。

- 第3の8. 中「避難路」を「避難経路」に改める。